

別表

	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算
栄養アセスメント加算	× ※ 1	△ ※ 2	×	○ ※ 3	○
栄養改善加算		×	△ ※ 6	○ ※ 3 ※ 6	○ ※ 4
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）			×	×	△ ※ 6
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）				×	△ ※ 5 ※ 6
口腔機能向上加算					×
					※ 4

- ※ 1 利用者が複数の通所事業所等を利用している場合は、栄養アセスメントを行う事業所について、①サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定することとし、原則として、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。（国 QA539）
- ※ 2 栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できる。
- ※ 3 ただし、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- ※ 4 ただし、複数の事業所を利用している場合は、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。（国 QA976）
- ※ 5 栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- ※ 6 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できる。